

**奈良訴訟に期待すること
～控訴審での争点整理をかねて～**

2021年9月4日

醍醐 聰

NHK視聴者運動に立ちはだかる壁

- 視聴者の意見・要望・質問が「編集権」を盾にNHKから跳ね返される現状。
- 「視聴者コミュニティ」の体験例
 - ①安倍サンゴ移植発言に関する質問と「応答」
 - ②1945シュン広島タイムラインに関する質問と「応答」
 - ③五輪聖火リレー「消された30秒」に関する質問と「応答」
- 権力の干渉に対する盾であるべき「編集権」を視聴者からの意見を遮る盾に使うのは「皆さまのNHK」の背信行為
- 壁を乗り越える知恵と戦略
 - 一つの知恵：情報開示請求

壁にお墨付きを与えた奈良地裁判決

番組に対する視聴者の理解や価値観等は多様。それらを基準として多数の視聴者に、番組編集に対する権利を認めるとNHKの放送番組編集の自由を著しく制約する。（判決、64～65ページ）



原告の主張を曲解・すり替え

原告の主張 = 放送法遵守 ≠ 自分たちの価値観にかなった番組

放送法第4条 = あまねく視聴者に提供される番組制作の基準

放送法遵守義務の確認を求めることが編集の自由を制約すると判断するのは放送法4条を違法と解釈しない限り、論理の倒錯。

奈良訴訟は 主観訴訟なのか、客観訴訟なのか

奈良訴訟控訴審の最大のハードルは訴訟要件（確認の利益）をクリアすること。その際、標題の設問が関わってくる。

行政事件訴訟法上の概念ではあるが。

主観訴訟：原告の個人的権利利益の保護を目的とする訴訟

客観訴訟：個人の権利利益の保護ではなく、行政活動の適正維持を目的とする訴訟

奈良地裁判決は原告の訴えを主観訴訟（当事者訴訟）と理解したうえで訴えがそれに適合しないと判断したものと思われる。

奈良訴訟の二つの側面

NHKの祝賀ムード一色の新天皇即位報道

キリスト教者である原告の精神的苦痛に対する慰謝請求

(醍醐意見書、松本恒平氏稿・控訴審意見陳述書(2))

→ 個々の原告の権利利益(利益状況)の保護を目的とした訴え

政府広報化したNHKの政治報道

主権者である国民に不可欠な参政上の「知る権利」は法的な保護に値する。

視聴者の知る権利に応えるべきNHKによる権利侵害

公平・中立を標榜し、信頼も得ているNHKが継続的に放送法4条違反を繰り返す実態は、民放と比して権利侵害の程度が大きい。(奈良訴訟、訴状、17~18ページ)

奈良訴訟の实质は民衆訴訟

「民衆訴訟」とは？

「国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で・・・自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するもの」（行政事件訴訟法、第5条）

→ （例）一票の格差違憲訴訟

- 「公共団体の機関」を「NHK」と読み替えれば、奈良訴訟での原告の請求の大半は民衆訴訟に該当すると思われる。
- 放送法4条遵守義務の確認を求めるといふ請求内容からして、個人の権利利益の保護を目的する訴訟の枠を超えている。

奈良訴訟の実質は民衆訴訟（続）

- 放送法4条遵守義務の確認を求めるといふ請求内容は、個人の権利利益の保護を超えた、主権者たる国民の権利利益の保護を目的とする訴訟（客観訴訟）といえる。
- かりに奈良訴訟を当事者訴訟（主観訴訟）と解釈するとしても原告の請求は主権者たる国民の権利利益と合致する（代弁する）公益性が高いものであるから、原告の請求を個人的価値観に基づく主観的主張と解釈して退けた奈良地裁の判断には錯誤がある。

最大の課題は確認の利益の主張立証

- 国民の知る権利の保護を目的として定められた放送法4条遵守義務の確認を求めることがNHKの編集の自由を制約するなど解釈するのは前後の文脈からしても支離滅裂である。
- その一方で、民事訴訟の通念からしても、奈良訴訟控訴審では原告の請求を当事者訴訟の枠内で主張するほかなく、そのための知恵が求められる。
- それには、確認訴訟の訴訟要件の中心をなす「原告の法律上の地位に不安ないしは危険が現に生じており、それを除去する方法として当該確認が有効適切である」ことを主張立証するのがオーソドックスな対処と考えられる。（最判昭和31年6月26日）

確認の利益の主張立証のために

それには、

①提訴（2016年7月21日）後、控訴を経た現在も、NHKの放送法4条違反報道が続いていることを必要十分に立証する。

（オリンピック報道、新型コロナ報道など）

②こうした違反を是正するために原告は、さまざまな方法を尽くしてきたが、NHKは編集権を盾にことごとく跳ねつけてきた経緯を立証する。→確認の利益が有効適切であると帰納する、ことが基本と考えられる。

確認の利益の主張立証のために (続 1)

原告の主張は個人の権利利益の保護を直接の目的とするとはいえ、個人の価値観に解消できない、主権者たる国民の地位に基づく権利利益の保護も包摂していることを強調する必要があるのではないか？

例：祝賀ムードを煽ったNHKの新天皇即位報道

「即位礼正殿の儀・・・は、旧登極令 及び同附式を概ね踏襲しており、剣、璽とともに御璽、国璽が置かれたこと、D首相が正殿上で万歳三唱をしたこと等・・・なお、神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連づけて行われたこと、天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣、璽を使用したこと等、宗教的な要素を払拭しておらず、大嘗祭と同様の趣旨で政教分離規定に違反するのではないかとこの疑いを一概に否定できないし、(次へ)

確認の利益の主張立証のために (続2)

天皇が主権者の代表であるD首相を見下ろす位置で『お言葉』を
発したこと、同首相が天皇を仰ぎ見る位置で『寿詞』を読み上げ
たこと等、国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないと
思われる点がなお存在することも否定できない」

(大阪高等裁判所、即位の礼・大嘗祭国費支出差止等請求控訴事
件判決、平成7年3月9日。)



NHKが圧倒的影響力を持つ公共の電波を使って、憲法が保障した
主権者たる国民の地位と相容れない放送を長時間にわたって繰り返し
広げたことは、原告個人にとどまらず、広く国民の主権者たる権利
利益を侵害するものであった、と主張できるのではないか？